

平成24年第2回教育委員会定例会

開会年月日 平成24年1月23日(月)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 外 松 和 子
同 委 員 内 藤 幸 子
同 委 員 天 沼 英 雄
同 委 員 安 藤 睦 美
同 教育長 河 口 浩

議 題

1 議案

- (1) 議案第1号 練馬区教育委員会事務局の組織等の変更に関する協議について
- (2) 議案第2号 平成24年度教育関係当初予算案について
- (3) 議案第3号 平成23年度練馬区指定・登録文化財について
- (4) 議案第4号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案に関する意見について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (6) 平成23年陳情第21号 練馬区立幼稚園の運営の拡充を求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成23年陳情第22号 練馬区立幼稚園の適正配置計画の再検討を求める陳情書
〔継続審議〕

3 協議

- (1) 区立幼稚園の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕
- (3) 平成23年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕
- (4) 平成24年度練馬区教育委員会教育目標について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

小中一貫教育推進方策（答申）について

平成23年度 東京都統一体力テスト調査結果について

平成23年度いじめ防止ポスター表彰およびいじめ防止実践事例発表会について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時50分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	阿 形 繁 穂
生涯学習部長	中 村 哲 明
学校教育部庶務課長	岩 田 高 幸
同 新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同 学務課長	古 橋 千 重 子
同 施設給食課長	山 根 由 美 子
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部生涯学習課長	小 金 井 靖
同 スポーツ振興課長	齋 藤 新 一
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ

傍聴者5名

委員長

ただいまより、平成24年第2回教育委員会定例会を開会する。

本日は、傍聴の方が4名おみえになっていらっしゃる。

それでは、案件に沿って進めさせていただきます。

本日の案件は、議題4件、陳情7件、協議4件、教育長報告4件となっている。

(1) 議案第1号 練馬区教育委員会事務局の組織等の変更に関する協議について

委員長

初めに議案である。議案第1号 練馬区教育委員会事務局の組織等の変更に関する協議についてである。

それでは、この議案に関して説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。
それでは、皆様のご意見を伺いたいと思う。

安藤委員

質問である。参考資料の中の地方自治法の項で、「事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員」というところがあるのだが、その職員の定数というのは、教育委員会全体でその職員の定数が定められているのか、それともその定数というのは区のほうで決めて、その中で教育委員会の事務局を編成していくのか、そのあたりを教えてください。

庶務課長

職員の定数については、区のほうの定数条例というのがあって、そちらのほうで定める形になっている。これについては、24年度第1回定例会で、定数条例という形で改正をしていくという形になるものである。

安藤委員

ということは、この組織改正に伴って新たに定数が決められるという理解でよろしいのか。

庶務課長

そのとおりである。今回の組織改正で区長部局へ行くのが何人、教育委員会に残るのが何人ということをした上で、改正していくという形になる。

委員長

明確になっただろうか。

安藤委員

はい。ありがとう。

委員長

ほかにはご意見、ご質問はいかがだろうか。
それでは、議案第1号については「承認」でよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第1号については「承認」とする。

(2) 議案第2号 平成24年度教育関係当初予算案について

委員長

次の議案である。議案第2号 平成24年度教育関係当初予算案についてである。
この議案について、説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。
各委員のご意見、ご質問を伺いたいと思う。

天沼委員

教育費のうちの1番、教育総務費が116.2%の増ということなのだが、主な理由を
まずお聞きしたいと思う。

庶務課長

1の教育総務であるが、これは23年度約30億が、24年度67億程度ということで、
116.2%増という形である。

ここについては、これまで生涯学習で担っていた図書館費、それから少年自然の家の
関係の部分、それからその部分にプラスした人件費の部分加わるということで、こ
ういった伸びになっているものである。

以上である。

内藤委員

幼稚園費が8,448万4,000円の増となっていると思うが、これはどういう事柄
に予算がつけられているのか。

学務課長

この幼稚園費については、区立幼稚園5園に係る維持運営費に加え、私立幼稚園にお
子様を通わせている保護者の方に対して支給をしている補助金の占める割合が非常に多
くなっている。そういったことで、前年度と比べて3%の増ということになっているも
のである。

委員長

補助金が多くなっていると、わかっただろうか。

内藤委員

わかった。

委員長

ありがとう。

私もよろしいか。教育費の中の項のところの2番と3番、先ほど課長のほうからは耐震関係が小学校では特に終わっているので、減になっているというご説明をいただいている。中学校も同じようなものだと考えてよろしいのか、ほかにももしあったら、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

庶務課長

小学校費、中学校費についても、いずれもやはり耐震関係の工事が完了したということで、小学校については約12億、中学校については約5億といったことで、16億程度の減といったものである。

委員長

耐震が終了したことによるものだという事だな。

庶務課長

はい。

天沼委員

今の耐震関係のことで、予算案のほうで、(5)番に先生方に対する手引書の作成と、それから(10)番に非構造部材の点検ということで、やはりこれも耐震化ということで、工事が終わった後もこういった点検や手引きなどをつくって、震災などに備えていくという、このための予算が新たにここは設けられたということなのだな。

施設給食課長

10番の小中学校非構造部材の点検とあるのは、特に体育館については避難をされる区民の方が多いということ、天井とかあるいは壁で、何か避難をしたところで被災しては何もならないので、それについてきちんと足場等を組んで、物が落ちてこないのか、ぐらつきはないのかといったようなことについて点検をし、必要があれば締めるとか、そういったことについても順次行っていく。そのための予算を新規に計上させていただいたものである。

天沼委員

わかった。

教育長

来年度の予算編成、今、まさに佳境に入っているところなのだが、教育費としては、今回ちょっと組織のほうに含みがあるものだから、去年との比較が厄介なのだが、全体状況を申し上げると、区の予算は非常に厳しい状況になっている。

これはもうご承知のとおり、税収が伸びないということと、東京都との財政調整制度の中で、交付金を東京都からもらっているのだが、それが非常に厳しい。そのもとになっているのもやはり税金なので、景気の停滞による税収の落ち込みというものが、やはり我々としては非常に厳しい財源の状況になっているということだと思うのだ。

これまで、そういう中でも区の貯金である基金を取り崩しながらも何とかやっていたり、あるいは区の借金である起債、債券を興すことだが、起債を興せるのは項目が決まっているので、それなりに項目に合致するものについてはできるだけ起債を興して、債券で広く負担をお願いをしながら、単年度で急激な財源の支出や財政の支出にならないようにしているのだが、借金をしてやっているのだが、ちょっとやはり限界に来ていかなという状況で、これは来年度、あるいは再来年度、相当厳しい財政運営を区は強いられていくかなと思っている。

その中、教育費についても当然影響を受けるわけで、大体概括的に見れば、今年度までの終わる耐震の一連の工事が一段落するので、その分がなくなるということも大きいことは大きいのだが、それ以外にも少しずつ財源が厳しい中での対応を迫られている部分がたくさんある。学校配当予算も、今回、ある程度切り詰めざるを得なかった。そういうことも含めて、財政状況が非常に厳しい中での教育委員会としての予算編成だったということだけは、よくご理解いただきたいなと思っている。これは教育委員会だけではないということをご理解いただきたいと思っている。

以上である。

委員長

少しお伺いしたいのだが、練馬区は、区の一般会計の総額に対して、教育に対して約3割の予算をいただいているわけなのだが、ほかの区の状況が、もしちょっと目ぼしいところがわかったら、他区と比べ、区としてどのくらいこの教育関係に予算を充てているのかというのが欲しい。

教育長

実はそれぞれの区によって、一番お金がかかるのはやはり工事関係なのである。その工事が、例えば学校の改築を1校やれば何十億というような単位で上がってしまうので、これが他区の状況がなかなか、その年によってかなりふれがあるものだから、一概にほかの区よりも多いとは.....。

例えば、今年度や前年度は耐震補強ですごくお金を練馬区は使ったので、そうするとほかの区よりもかなりパーセンテージ的には多くなるし、これで一段落して工事関係が終わると、平常に企画した当期予算になると、ほかの区と比べてそれほど大きな変わりはないかなと思っている。

ただ、個々に力を入れるところがやはりそれぞれ区によって違うので、例えば練馬区だと特別支援のことだとか、あるいは校外授業に対して非常にお金を投入しているし、

耐震補強なども、今回、練馬区の場合にはかなり今までも投入していた。そういうことがあるので、やはり全体をトータルで見れば、そういうような毎年毎年のどうしてもやらなくてはいけないことにお金がかかりかかっているということで、単純になかなか他区との比較というのは難しいと思う。

大体全体的に見れば、概括的な言い方だが、他区と遜色ない、むしろ全体の割合からすると多いくらいかなと思っている。

委員長

すまない。実はつい最近も他区の中学校に勤務の方から、練馬区は教育現場に人への配慮があつくてうらやましいという話を、伺ったりしたものだから、少し聞かせていただいた。ありがとう。

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第2号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では「承認」とさせていただきます。

(3) 議案第3号 平成23年度練馬区指定・登録文化財について

委員長

次の議案である。議案第3号 平成23年度練馬区指定・登録文化財についてである。では、この議案について説明をお願いします。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

それでは、各委員のご意見、ご質問を伺いたいと思う。

特に解除のお2人に関しては、ほんとうに長い間、地域の学校の子供たちにもこういう伝統のものを教えていただいたりとかということで、大変お世話になった。ご冥福をお祈りしたいと思う。

では、この議案第3号については「承認」ということにする。

(4) 議案第4号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案に関する意見について

委員長

続いて、議案第4号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案に関する意見についてである。

この議案については、教育長に直接利害関係がある案件である。これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、教育長はこの議事に参与することができないので、ご足労をかけるが、一たんご退室をよろしく願いたい。

(教育長退室)

委員長

それでは、この議案について説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

各委員のご意見、ご質問を伺いたいと思う。

安藤委員

昨年も教育長の月額報酬減額があり、そのときにも、天沼委員だったと思うが、その前の年にもあったということで、やはりこの数年、何年続いているのかわからないが、毎年減額というのはほんとうに心もとないというか、お仕事の内容は多分多くなったり厳しくなったりしているかと思うので、これは人事院というと、国全体がこういうふうには減らそうということで決められるということなのか。

庶務課長

私ども区の職員については、特別区の人事委員会の勧告で、民間給与との比較の中で整合性をとるということで、上げるなり下げるなりというのがあって、やはりこのところ経済状況、それこそ民間給与ベースも下がっているということで、公務員の給与についてはこれまでも若干減額といった形になっている。

そういった中で、特別職の報酬についても、それを受けて他区とのバランスも踏まえながら改定していくということになっていて、今回もそれに合わせる形で改定ということで、報酬審議会のほうで答申されたところである。それに基づいて、今回条例改正をして、減額措置をするものである。

天沼委員

今、特別職に関してこのような処置が行われるんだというお話だが、ほかは別にこのような人事委勧告に基づき減額ということはないのか。

もう一点、先ほど教育委員もやはり議員の報酬と準じて、変更があればそういうことがあると。教育委員というのも特別職というふうにカウントされているということか。

庶務課長

確かに特別職ということで、それぞれ位置づけられている。この報酬審の答申で減額が決まるのは、先ほど言った区長、副区長、議長、副議長、それから各常任委員会の委員長、副委員長、議員というのが、実際報酬審で審議の対象になって決まるという形になる。

教育長なり教育委員長、それから教育委員については、一応報酬審の対象にはなっていないのだが、それぞれの教育長それから教育委員長、教育委員の報酬については、議員さん対比で幾らというのが決まっているので、今回一般の区の議員さんについては、他区からしてみれば現在は若干低い数字にあるということがあって、今回は削減の対象にしないということだったので、それに基づいている教育委員長、教育委員については今回は対象にならないということである。

天沼委員

教育委員の報酬、ちょっとほかと比較すると若干練馬区は低いので、またここから教育委員も人事委勧告に準じて引かれるということは当面ないということ、ある程度のところまで行くと、可能性が出てくるということになる。

内藤委員

こういう状況なので、やむを得ないかと思う。

委員長

それでは、議案第4号については「承認」でよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第4号については「承認」とする。
議案第4号を終えたので、どうぞ教育長にご入室いただきたいと思います。

(教育長入室)

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕

委員長

次に、陳情案件である。平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。

この陳情についてであるが、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守り

ながら審査を進めることといたしている。したがって、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成19年陳情第4号は「継続」とする。

次の陳情案件である。平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書である。

違うことを言った。すまない。失礼した。申しわけない。陳情第4号のほうは「継続」とさせていただく。

(2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

では、2番目の平成23年の陳情のほうの第4号のところ为先であった。災害時と放射能対策に関する陳情書である。

この陳情に関してであるが、区の対策の状況などを確認しながら審議を進めてまいりたいと考えている。したがって、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

すまなかった。では、陳情第4号は「継続」とする。

(3) 平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書〔継続審議〕

委員長

それでは、次ので、先ほども読み上げた陳情の案件である。平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書である。

この陳情案件であるが、現在いろいろな状況を確認しながら、継続して審議を続けてまいりたいと考えている。したがって、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成23年陳情第18号については「継続」とする。

- (4) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書である。

この陳情案件については、区の検討状況等を見ながら審査を進めてまいりたいと考えている。したがって、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成23年陳情第19号については「継続」とする。

- (5) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書である。

この陳情案件については、今後、区の対策の状況などを見ながら審査を進めてまいりたいと考えている。したがって、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成23年陳情第20号については「継続」とする。

- (6) 平成23年陳情第21号 練馬区立幼稚園の運営の拡充を求める陳情〔継続審議〕
(7) 平成23年陳情第22号 練馬区立幼稚園の適正配置計画の再検討を求める陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第21号 練馬区立幼稚園の運営の拡充を求める陳情である。またその次の陳情案件、平成23年陳情第22号 練馬区立幼稚園の適正配置計画の再検討を求める陳情書である。この2件の陳情案件についてだが、陳情第18号と同様、現状を確認しながら継続して審議を続けてまいりたいと考えている。し

たがって、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成23年陳情の第21号、第22号については「継続」とする。

(1) 区立幼稚園の適正配置について〔継続審議〕

委員長

次に協議に入る。協議(1)区立幼稚園の適正配置についてである。

この協議案件であるが、先ほどの関連する陳情案件と同様に「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この協議案件は「継続」とさせていただく。

(2) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕

委員長

次の協議案件である。協議(2)練馬区教育振興基本計画の策定についてである。

この協議案件については、現在懇談会の検討結果を待っているところである。その結果をもって審議を進めてまいりたいと考えているので、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この協議案件については「継続」とさせていただく。

(3) 平成23年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

委員長

次の協議案件である。平成23年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。

この協議案件であるが、これまでの協議に基づき「報告書(案)」の提出を待っているところである。この報告書の案が出たら、審議を進めてまいりたいと考えている。したがって、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、この協議案件については「継続」とする。

(4) 平成24年度練馬区教育委員会教育目標について〔継続審議〕

委員長

次の協議案件である。協議(4)平成24年度練馬区教育委員会教育目標についてである。

この協議案件に関しては資料が提出されているので、説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとうございます。今、ご説明いただいたように、前回の協議を踏まえて、事務局より改定案が提出されている。

この案に関して、各委員のご意見、ご質問等を伺いたいと思う。

天沼委員

まずタイトル4番の「子供に対する一貫した成長支援」ということなのだが、「子供」という言葉の中に、今のご説明の中の児童・青少年部の青年の部分が含まれるのかどうかということをお尋ねしたいと思う。

庶務課長

児童・青少年、これから組織改正で総合的、切れ目のない支援という中では、乳幼児期から青年期までということですので、一応この「子供」の中にはその部分も一応入っているというふうになっているところである。

委員長

最初に説明いただいたように、組織が大きく「こども家庭部」ということで、その中に、今のお話ですとその青少年課も入っているということで、「子供」という中に乳幼児期から青年期までも含むというご説明であった。

天沼委員

もう一点、この4番の1行目に、「関係機関による適切な支援」とあるが、この関係機関という言葉の中には、前にいただいた参考資料では、家庭、学校、地域が連携した云々という言葉がある。なので、その家庭、学校、地域、あるいはそのほかの行政のさまざまな機関、全部ひっくるめた使い方なのか、あるいは児童相談所などのような、そういった関係機関に限定して、この言葉は用いられているのだろうか。

庶務課長

「関係機関」といった中で、どれというのは特にならないのだが、確かに学校だとか子ども家庭支援センターとか、子供の支援にかかわる部分での機関ということで、広く言えば障害を持つ子供たちの部分のところも若干かかわってくることもあるので、そういった意味でとらえていて、総合的に切れ目のない支援の中で関係する機関ということで、そういった意味合いだということでご理解いただければと思う。

天沼委員

私はこのところを、前にいただいた資料では、先ほど言ったように家庭、学校、地域が連携した子供支援ということだったので、関係機関に含まれるのか含まれないのか、もしそういった特定のそういった支援センターですとか、そういうものに限定して関係機関という言葉を用いるのであれば、例えば「家庭・学校・地域・関係機関が連携した適切な支援が不可欠です」というふうなものにすれば、していいのかわからないのだが、そういう訂正の仕方もあるのかなと思ったので。この「関係機関」の意味がどういう意味で、どこまでの範囲を含めているのかと言うところがちょっと不明確な感じがしたので、児童館などだろうと思っていたので。

委員長

今のに関して、いかがだろうか。関連してあるか。

教育長

ちょっとよろしいか。これは、家庭、地域、学校の連携というのは、全体を通してそんなお話をさせていただいているし、3番のところにも家庭と地域との連携という話をしている。4番のところについても、「成長段階に応じて関係機関による適切な支援」というのが、区の行政以外でもいっぱいいろいろな機関がやはり支えていなくてはいけないということで、そこの連携についてかなり重視していきたいと思うのである。

例えば、天沼委員がおっしゃってくださったように児童相談所だとか、あるいは若者もこれはどうせ入る。青年も、これは間違いなく入る。若者支援に関しては、自立支援をうたうと、どうしてもハローワーク的な、就職し働いてもらわなくてはいけないという部分もあって、ハローワークとの連携だとか、そのほか小さい子どもと母子保健も関係があるので、そういうところと医療機関との関係だとか、区の行政以外にもいろいろなところと連携をとりながらでないと、ほんとうに子供のことを一貫して支援していくということは、区の行政だけではなかなかできないというのがるので、そういうところ

をひっくり返して、関係機関というふうにお話をさせていただいているというところが1点ある。

これはもう少し具体的に書いたほうが良いということでご指摘があれば、それはそれでちょっと文言の整理させていただくが、一応そういうようなことになっている状況である。

天沼委員

わかった。

内藤委員

もともと3番と4番というのは、3の中に4が包括されているような部分があって、4がその一部を具体的に書いているなという苦しさがあるかと思う。あまりそこで、またいろいろな学校から、地域社会からというようなことを並べると、大変ちょっとくどいような感じも受けるので、ここは具体的なところ、今、ちょっと教育長がおっしゃったような部分のところ、新たに加えた部分のところというふうに解釈してもいいかなと、私はこのままでもいいのかなという感じがしている。その後、学校との連携ということが最後のほうの文の中に入っているの、それも含まれるというふうに、その部分を読めばわかるということもあるかという情報である。

今の言葉で、ちょっと私自身が考えてきたことは、今回、教育目標というところで、なかなか事業が、組織が変わったことによって教育目標という言葉自身が、教育長もおっしゃっていたが、ちょっとなじみにくいという部分があるかと思っていたのだが、今回、「学校教育にあつては」ということと、「児童福祉にあつては」ということではっきり2つに分かれてたことで、その辺が明確になってとてもいいかなと、私は教育目標のこの文章は、まずいいかなと思った。

それと、あとは語句のことでちょっと確認したいということが3点ある。

1点目は4番のところ、4番の3行目、「地域全体で子供を守り育てる仕組みづくりを進め」とあるのだが、3番のところでは「見守る」という言葉がついていたし、ほかの文章、いただいた資料やホームページ等で開いたところでは「見守る」という言葉を使っているの、そこは「見守る」のほうがいいのではないかと私は思った。

それから2つ目は、「地域」という言葉と「地域社会」とよく混同しがちだと思うのだが、単なる土地の範囲を示すような「地域」と、やはり「地域社会」というのは意味が違ってくると思う。

そうして考えたときに、ここの中でも上の教育目標のところの5行目には「地域社会」、それから後ろから2行目のところは「地域との連携のもとに」とあるのだが、私はそこに「社会」が入ったほうが良いと思う。「地域社会と連携」で、その範囲と連携するのではなくて、地域がつくる社会との連携なので、やはりここは「社会」が入るほうがいいかなということ、それから方針の3番のところの後ろから2行目は「地域社会」とここでは使っているわけだ。それから4番の3行目のところでは、「地域全体で」と書いてあるのだが、やはりそこは「地域社会全体で」ということだと思う。

区で出されている文章の中でも、「地域全体」と書いてあったり、「地域社会全体」と

いうふうに2通り書かれているのだが、私はやはりそこは厳密に「社会」を入れたほうがいいのではないかなと考えている。ですから、ここに書いてあるところはやはり「地域社会」というふうに統一していくことのほうが、整合性があってよろしいのではないかなと思った。

それから、先ほどの天沼委員のところにも関係するのだが、4番の3行目のところの、「切れ目のない支援に努めます」とあるが、そこは今回の組織改正のことの趣旨から言って、「乳幼児期から青少年期に至るまで」という言葉をあえて入れたほうがはっきりするので、そこは入れることが大事ではないかなと思うのだが、いかがなものだろうか。

委員長

ただいま文言等の整合性をよりよいものにするということで、ご提案いただいたが、ご意見をいただきたいと思うのだが。

天沼委員

3番のほうは地域社会、地域社会という言葉がそのまま使われているので、整合性を図るということであれば、地域を地域社会と統一して使うというのはいいのではないかなと思う。

それからもう一点だが、切れ目のない支援をさらに丁寧に「乳幼児期から青少年」、これはほかのところでもそういう文言もあった。前にいただいた資料にあったので、わかりやすく改めて含めてもいいのかなと思う。

安藤委員

地域社会の育成だが、教育目標の中の「地域」は「地域社会」にすることに賛成である。

4番のほうだが、「地域社会全体で」と内藤委員はおっしゃったのだが、「地域社会で」でもいいのかなと私はちょっと思う。もし「地域社会」にするのであれば、「全体で」というところは省いてもいいのかなと思った。

それと「乳幼児期から青少年期」という文言を入れることに関しては賛成である。

天沼委員

それからもう一つある。4番の「子供を守り」というところを「見守る」という修正意見が出されたが、それも「見守り」のほうがいいのではないかなと思う。

委員長

「育てる」よりも「見守る」のほうがより適切だと。

天沼委員

そうだ。

内藤委員

練馬区の公式ホームページの資料は区のほうからいただいたのかと思うのだが、そのときの基本構想の計画目標というところでは、「地域社会全体で家庭での育てる力と、子供みずからの育つ力を応援することによって」と書かれているのだ。私は、やはりそこはあえて「全体」という言葉を入れたほうが、強調されてよろしいのではないかなと思うので、ややあちこちの文章で語句がちょっと統一されていないのかなというようなことを感じつつ、今の意見を申し述べさせていただいた。

安藤委員

賛成である。

委員長

そうすると、文言を「地域社会」ということで、少し整合性を図って整理すること。それから4番に関しては、「育てる」ではなく「見守る」のほうがより適切ではないかということ。それから「切れ目のない支援」の前に、区が今回の改正でうたっている「乳幼児期から青少年期まで」という言葉も入れたほうがより明確になるであろうということ等、いろいろ出た。

内藤委員が何回もお話しされていたように、区のほうのホームページ等で明らかにしているところとの文言整理等も検討していただきながら、より適切な文言にさせていただくというご意見であったかと思う。

安藤委員

今、委員長が、4番の「地域社会全体で子供を育てる」で、「見守り育てる」か、それとも「見守る」か。ここは、私は「見守り育てる」になるのかなとちょっと思ったので、確認である。

委員長

ここに関しては、内藤委員、「子供を見守り育てる」か。

内藤委員

私も「見」を入れればいいかなと思う。「見守り」にすればいいのかなと。

天沼委員

もう一つ。「子供」という文言がいろいろなところで使われているが、先ほど4番のところでご説明いただいたのだが、乳幼児期から青少年までということなので、この「子供」の中にそういった広い年代ということ、それが全部含まれた、ひっくるめた意味で、いろいろなところに出てまいるが、使われると解釈してよろしいか。義務教育段階ではなくて、若者自身、ハローワーク対象となるとかなり30近いところまで。

教育長

これはそこまで厳密に言葉を挙げると、定義づけも必要になってくるのだが、ここに

あえて「子供に対する一貫した成長支援」ということを4番でうたっておいて、中身として乳児期から青年期に至るまでの切れ目のない成長支援という言葉をきちっとこの中に盛り込むことによって、トータル青年期まできちっと含むのだということをやればよろしいのかなと私は思っている。だから入れ込むことについては、内藤委員のご指摘に私も賛成で、きちんとここに入れ込んでいいかなと。

あと地域社会、教育委員会で地域社会というのは、なかなか子育ての部門と教育委員会の言葉の使い方に微妙な文化の違いみたいなのがあって、子供を漢字で子供と書くのといろいろあるのだが、それはやはり1つの文章だから、統一して使ったほうがよからうということで、委員がご指摘された部分については私もそうかなと思っている。

あと、教育目標のところ「学校教育に当たっては、教育基本法の精神にのっとり」とある。児童福祉については児童福祉法という法律があるわけで、「児童福祉法にのっとり」と書けば、そこがうまくパラレルになっていいのかなと思ったのだけれども、その辺は児童福祉法だけを書くのでは、やはりほかにもいっぱい福祉の関係の法律はあるし、それこそ子供を見守るためにはいろいろな法律の中ででき上がっているということで、あえてここは入れなかったということによろしいか。ちょっと確認だけ。

庶務課長

この辺については、今、教育長がおっしゃっていただいたとおり、確かに学校教育にあっても、教育基本法だけではないというのはないわけではないのだが、児童福祉法というところだけだと、やはりちょっと狭くなり過ぎるというようなところもあるということもあって、あえてここでは児童福祉法というところは表記はしていない。

内藤委員

ちょっと関連してだが、私もこの「児童福祉にあつては」というときに、この「児童」という言葉は、教育の世界では児童と生徒と分けるように、小学生を児童と言って、生徒は中学生と言うので、えっ、児童でいいのかなと思ったときに、やはり児童福祉法があるということで、児童福祉でいいのかなというふうに思ったのである。この後にそれを入れないということは、今、伺ってよくわかった。

天沼委員

その「児童」という言葉がちょっと、やはり法律によっては18歳まで児童となるので、そうすると小学生を対象にした児童というのと、児童福祉でここで言っている児童というのはまた年代層が違って来るだろう。だからちょっといろいろ、今の法律を書くとすると、ちょっと対象者が広がってしまう。むしろ書かないほうがいい。曖昧にするとういことではないのだが、このままのほうがいいのではないかと思う。

子供も同じだ。やはり青年期までだと22歳とか、例えばそういうふうになるし、青年期はどこまで入れるか。青年後期。大卒までだと22。そうすると、この子供と言っているのかどうか。もう成人しているだろうということになってくると、やはりちょっとこだわり過ぎだが子供の範囲が広がってしまう。だからその辺もあまり問わないで、漠然としているが、子供というのは大体そのあたりまで含んでいるという。成人した人

は子供とは言わないかなというふうにも思ったのだが、まあ、でもよい。

委員長

今のところに関しては、私もこの「児童福祉にあっては、子供の最善の利益を図ることを基調とし」、利益のままでいいのかな、それとも権利という言葉も入れたほうがいいのかなとかちょっと悩んだが、今のお話の中でよりいい状態にしていこう、サポートしていこう、支援していこうということでの、そういう題名だということでもいいのかなと思う。

いろいろご意見をいただいた。ご足労をおかけするが、事務局のほうでは本日の協議を踏まえて、次回、議案として提出するようにお願いしたいと思う。

(1) 教育長報告

小中一貫教育推進方策（答申）について

平成23年度 東京都統一体力テスト調査結果について

平成23年度いじめ防止ポスター表彰およびいじめ防止実践事例発表会について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

委員長

では、次に参りたいと思う。

教育長報告である。それでは報告の 番について願います。

新しい学校づくり担当課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

各委員のご意見、ご質問をお聞きしたいと思う。

内藤委員

今年度から、大泉桜学園が開校されて、小中一貫教育が一部始まったわけだが、今後、区全体で組織的に取り組んでいくということは大変画期的なことだと思っている。今後の教育委員会の大変大きな課題になっていくのだろうと思う。

今回、検討会からその推進方策が冊子となって示されたが、今後の小中一貫教育を推進する上で、指針となる基本的な事柄を網羅されている、大変よく検討された内容になっているなという感想を持った。今後、学校はもとより各部署でこの冊子を十分活用して、小中一貫教育を順調に進めていただくよう期待したいなと、まず思っている。

11月には、ねりまフォーラムというのか、そういうものが開催されて、23年度の実践の報告がされるということになっているが、今後、区全体で取り組んでいくとなる

とすると、ほんとうに実際には難しい部分もたくさん出てくるのだろうと思う。

例えば小学校と中学校の組み合わせに関しても、校區別協議会を基盤にするということなのだが、光が丘二中と春の風小学校、光が丘三中と夏の雲小学校、この場合には中学校1校で小学校1校ということで大変やりやすいと思うが、その他のところを見ると、中学校1校に対して6校の小学校から来ているとか、1校の小学校から3校の中学校に進学しているとか、それぞれの状況によってまちまちであるということなのである。そういったときに考えると、やはり各校区ごとで実践内容が異なってくるのもやむを得ないであろうということ、まず思っている。

また、現在やっていることを十分生かしながら、少しずつでも進めていくという姿勢が大変大切であるかと思う。成果があらわれて定着するまでは、大変時間がかかるものだろうという認識を持っていくことが、継続できることかと思っている。

いずれにしても、小学校・中学校の学校現場の教職員の方々の意識改革と、大変な努力が求められることになるかと思う。教育委員会といたしても、さまざまな面で学校を積極的に支援することがほんとうに必要なようになるのだろうと考える。その点についても答申の中にはしっかりと触れられているので、それを今後実践していくことが大事なのかなと思っている。

検討会の委員の方々には、ほんとうにお忙しい中、しっかりとした答申を出していただいてありがたいと思う。ありがとう。

以上である。

1つ質問がある。スケジュール表が答申の20ページに出ている。それから答申の18ページのところには、今後どういう形になるのかということが示されていると思うのだが、最終的に27年だろうか、28年になるのか、そのころには中学校全校33校は、小中一貫教育校になるとか実践校になるとか連携校になるというような形で、何らかの形で小中一貫教育を実践するということになると思うのだが、小学校64校に関してはどういう形になるということを想定されているのか、ちょっとそこを教えていただきたいと思う。

新しい学校づくり担当課長

今、スケジュールとしては、確かにまず1点、中学校区ごとにそれぞれの中学校とその研究を進める小学校の組み合わせは、これから、25年度から増やしていくという形で、3年間の計画という形はとらせていただいているが、この点については具体的に進めていく中で、27年度ありきという形ではなくて、それぞれの中学校の状況で一歩でも二歩でも進むような形で進めていきたいと思っている。

それから、それぞれの小学校については、研究が始まってくれば、その研究グループでの組み合わせの中での取り組みについて、校區別協議会等々を通じて、校区内の小学校に情報発信をしていただくというような形で、その中学校区での子供たちの課題というような部分について情報共有をしながら、少しでも生かせるもの、研究の成果、取り組んだ授業改善なら授業改善の成果をとり入れられる部分はとり入れるというような形で、広めていくというようなことで想定をしている。

研究グループの中に全小学校が入るといった形は現実的にはなかなか難しいと思ってい

るので、そういう面では、とり入れられる部分を無理のない範囲というものもあるし、またもう一方、若干の無理をしていただく部分もあるかと思うが、そういう中で進めていただくというふうに考えている。

安藤委員

先ほど来、内藤委員がおっしゃったように、先生方のお互いを理解したりとか、先生方は、とてもこれからいろいろ新しいことを始めるということで、大変だと思う。どのグループにおいても、現場の先生方が同じ方向を向いて協力し合っていくということに関して、教育委員会のほうではできるだけバックアップをしていけたらいいのではないか思った。

なぜそういったことを申し上げるかということ、今までに小学校や中学校の先生方とお話する機会が何度もあった中で、ほんとうに例えばなのだが、中学校の先生が、英語を小学校で勉強してきたはずなのに、なかなか中学校の勉強に生かされないというようなことをおっしゃることがある。でも、小学校の外国語活動というのは、中学校の英語の準備ではないということ、そういったことをまず中学校の先生が理解していただく。そういうところがすごく大事なのではないかと思った。

また、すごく細かいことで申しわけないが、逆のことから言うと、例えば小学校の高学年、6年生とかになると、後半、わりと私も子供たちを見てきた中で思ったのだが、宿題が自主学習というのがすごく増えてくる。自分たちで課題を見つけて、何か勉強していってほしいという宿題がすごく増えてくるのだ。子供たちはそれなりに工夫して、1年間なり半年間でいろいろな勉強をして中学校に行くのだが、今度、中学校へ行くと教科担任制になって、それぞれの先生がもしかして遠慮されるのかもしれないが、宿題ががたっと減る場合がすごく多かった。今まで私の子供たちはそうだった。せっかく身についた勉強するという習慣みたいなものが、今度子供たちは部活のほうに一生懸命になってしまって、全然できなくなってしまう。

これはほんとうに、できの悪いうちの子供たちのせいなのかもしれないのだけれども、そういったせっかく小学校でこういうことを習慣づけていますよということ、もうちょっと、中学校に入ったら環境が変わった、勉強のやり方も変わったというので、ぱっと野放しにされてしまうところがあるので、そういった何かほんとうに細かいことなのだが、ちょっとした教科ごとの準備とかいうのではなくて、学校の文化というか小学校教育の文化とか、中学校教育の文化とか、そういうようなところの共通理解がなかなか難しいのかなというのを、私がいろいろな先生方とお話しして思ったので、ぜひそういうところを含めて、教育委員会でバックアップしていけたらなと思う。

教育指導課長

練馬区の場合は、平成14年ぐらいから、いわゆる研究指定を受けてやっている学校があって、8年ぐらい各小中学校でそういうことをやってきたわけだが、今のお話で、教員の意識をどう変えるかということ、義務教育9年間で子供を育てるという意識に変えていくのである。このときに、8年ぐらい今までやってきているのだが、どちらかというと生活指導面での交流というのが練馬は多かった。校区別にやって、中学校区別協議

会というのをやっているが、あれも児童生徒の交流であるとか、先生たちが話し合うのは、どちらかというとそういう生活指導的なことが多かった。

そこを、今回、この答申に沿って新たにやるというのは、いわゆる本丸というか学習指導の部分に目を向けていこうということなのである。だから、今、おっしゃったようなことは、これから学習指導に踏み込んでいくので、そういった中で学習習慣であるとか、英語と英語活動をどうするかとか、そういう問題に間違いなく踏み込んでいくことになると思うので、その辺は私どもも期待している。

委員長

私もちょっとお伺いしたいのだが、今の安藤委員の発言に関連して、この答申だと12ページのところに、(4)番のところで、そういう校区別協議会というのをやっているというのだが、これは、今の指導課長のお話だと、小中の連携教育を進めているところだけが小学校と中学校の先生が年に1回とか2回今までやっていたのか。例えば全区的に小学校と中学校では、今まではどうしても生活指導上のことが多かったけれどもとおっしゃっていたが、全区で行われていたことなのか。

教育指導課長

これは全中学校の校区で協議会をやっているの、全小中学校が参加をして年1回やっていたと。

先ほどの話を受けて、実はこの答申の中で一歩進めるとというのが、今までは生活指導的なものを中心に運営するので、生活主任会というところが年1回のこの協議会を運営していた。来年からは学習指導の面を入れたいので、これを年1回を年2回にしたい。1回は生活指導的なことでの校区別協議会、もう1回はいわゆる学習指導での校区別協議会ということで、年2回という形にしてやっていこうというのが、今回、答申のほう盛り込まれているということである。

委員長

そうすると、その中学校とのそういう連絡協議会みたいなものは、参加対象の基本というのは決まってしまうのか。その辺はいかがだろうか。

教育指導課長

参加は全員参加でやっている。

委員長

ありがとう。

内藤委員

少し蛇足になるかと思うが、校区別協議会がそもそも始められたのが、昭和50年代の校内暴力というか器物破損というか、中学校のほうが大変荒れた時代があった。あのころに自然発生的に、まずは中学校と小学校が連携を図り理解することが大事ではない

かなというようなことが発端で、教育委員会主催になっていったように私としては記憶している。だから最初はそういう生活指導が大変だったというところからあったので、長らくそういう結果があったと思うのだが、今回学習指導のほうにシフトし、あわせて行っていくということは、ほんとうにすばらしいことだなと私は思って、今までやってきたものが、またそれも生かしながらということは大変賢い方法であるなと思っている。

委員長

そうすると、今年からそうやって、今、お話があったように、そういう流れの中から生まれて、2回にして、1回はそういう学習指導中心を必ずとり入れていこうということだから、また今年から少しずつその取り組みの成果がこれから先に向かって少しずつあらわれてくるという、相互が理解し合って先生方が教育に当たってくれるということになってくるのかなと思う。そういった意味でも、24年度からは画期的なスタートだということである。よろしくお願ひしたいと思う。

ほかにはご意見はよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、次の報告にまいりたいと思う。報告の 番についてお願ひしたい。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。ご意見はあるか。

内藤委員

調査目的の2番目のポツのところにもあるように、全国や都と比較するとともに、経年変化を見るということがとても区の課題をつかむ上では大事だなと思うのだ。そういう意味では、この練馬区の傾向としてはどうなのだろうか。

教育指導課長

経年変化というのはなかなか、同じ子供で、例えば小学校4年生から小学校5年生になれば、当然1年たって体力的にも向上しているので、同じ子供で4年生から5年生と見てもなかなか難しい。伸びたのか伸びてないのか。当然1年たてば伸びるわけだが、例えば今年の小学校5年生と去年の小学校5年生、子供は違うが、同じ5年生ということでの経年を見ていくと、練馬区ですと独自にやってきているので、男子については4番の反復横とび、敏捷性である。それから5番の20メートルシャトルラン、全身持久力、それから50メートル走、スピード、このあたりは経年的に見てみると、同じ学

年見ていくと記録的には男子は向上してきている。

それから女子は筋持久力の上体起こし、それから同じく敏捷性の反復横とび、それから全身持久力の20メートルシャトルラン、この3種目については、経年で見てみると向上してきているということがある。

ただ、なかなか投げる能力というところが経年で見てあまり変化がないということで、今回はその投げる能力に取り組んでいるということである。

内藤委員

もう一つ、このグラフを大雑把に見ると、小学校の一、二年生のときには全国や都に比べてあまり変わらないのに、中学3年になってくるとどうしても差が出てくるのかなと。大雑把な種目名とか、そういう項目が多いと思う。何かその辺に何かがあるのかなということを感じた。

天沼委員

今、内藤委員がおっしゃったように、何かこの原因を少し突きとめるようなこともしたほうがよろしいのかなと思う。

先ほどの小中一貫校の中で、課題改善のためのカリキュラムをということで、課題改善が書いてある。この中で、「目の前の子供たちの課題を解決するためのカリキュラムとする」ということが視点の1に挙がっているので、学力という面もあるが、こういった体育の面でも、体育の授業などを通して研究グループで検討していただいて、小中連携した改善に取り組むという、そういう1つのやり方もあるのかなと思った。

教育指導課長

体力についても非常に必要な問題なので、実はこの研究グループの中で体育に取り組んでいる学校もある。それから研究グループ以外でも、体育で小中の連携をやっているところもあるので、やはりこれも重要な視点だなと思っている。

それから小学校の低学年に比べて、中学校の上のほうということなのだが、確かにそういった傾向があるようだが、実は本区は今まで小学校3年生からやっていた。なぜ一、二年生はやらなかったかという、一、二年生は調査結果がほんとうに信頼性がどこまであるのかというのが、実は種目自体が理解できなくて、うまく測定できていないという部分もあって、ですから全国的に見てもあまり差がない。差がないから、では東京都はいいのかわいのかというの、正直なところあまりよくわからない。そういった傾向はあるのかなとは思っている。

委員長

ほんとうに1年生に関しては、今、指導課長の言われたとおりだなと思う。では、よろしいだろうか。

委員一同

よい

委員長

では、次の報告に参りたいと思う。それでは、報告の 番についてお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。何かご意見、ご質問はあるか。よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、次の報告をお願いしたい。

庶務課長

資料9である。教育委員会の後援名義の使用承認事業である。今回24年1月実施の追加分と、2月の実施事業分10件である。内容についてはお目通しいただければと思う。

以上である。

委員長

それでは、その他の報告があるか。

特にはないか。

では、第2回教育委員会定例会を終了する。